

# 東日本大震災の避難者の方々へ

愛知県弁護士会ニュース 2011年10月号

バックナンバーをお送りします。愛知県弁護士会までご連絡下さい。

弁護士による電話無料相談 いろんなことでもご相談下さい。  
毎週月曜～金曜 正午～午後3時

**0120-431-990**

※電話・相談料とも無料です。

## 原発事故によって発生した損害賠償を求めるには、たとえばどんな方法が？

### 訴訟 (裁判所に訴えを起こす方法)

- ・原則として本件事故の日から3年で時効
- ・原発事故による損害と認定されれば、相手が合意しない場合や中間指針に載っていない被害等についても賠償される可能性がある
- ・立証の負担がかかる
- ・他の手続より時間と費用がかかる

### 原発ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)の利用

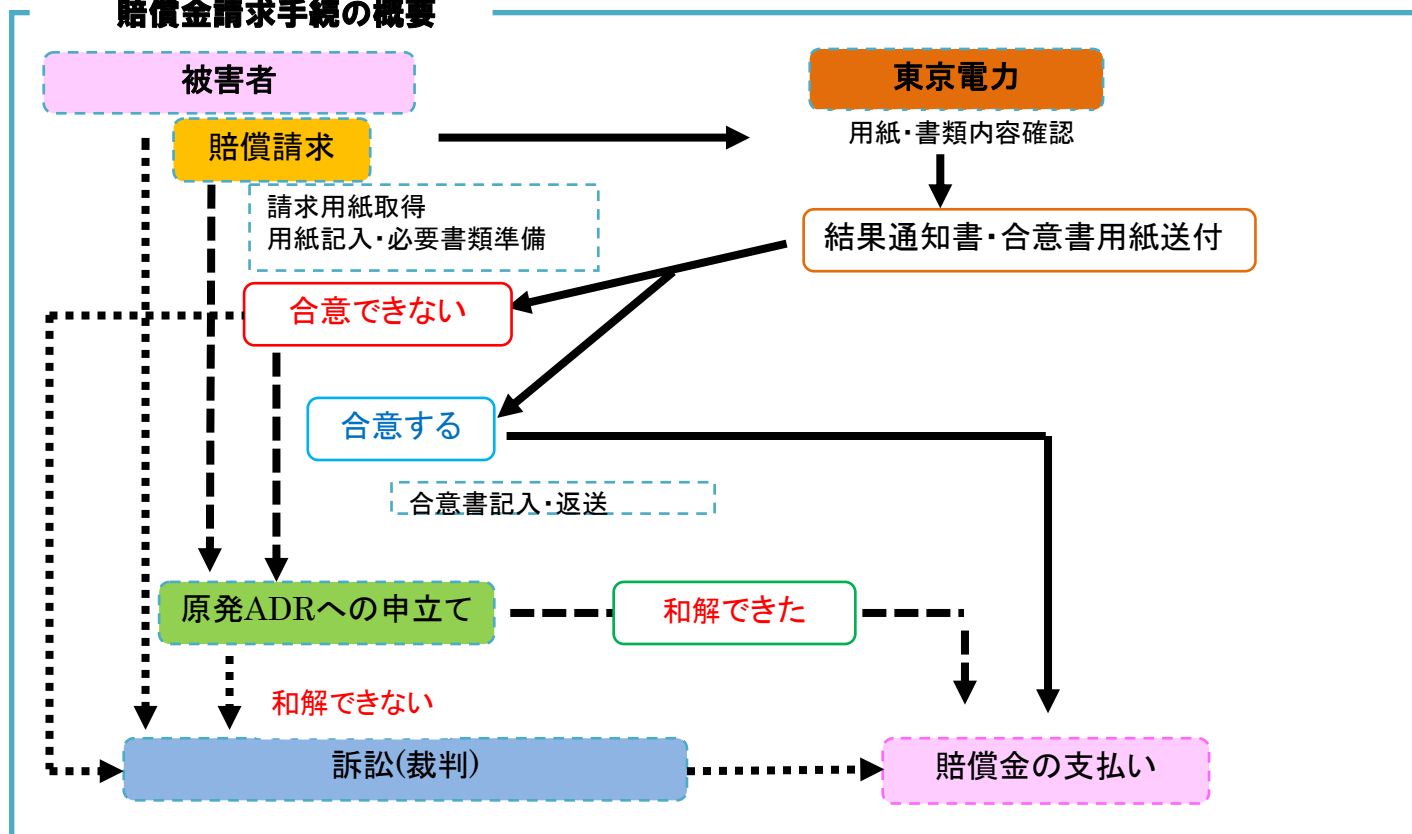
- ・法律の専門家である第三者の仲介手続を経た当事者の合意(和解)によって解決する手続
- ・原賠法、民法などの法律、中間指針が基準となる
- ・申立手数料は無料(ただし、申立書類の郵送費用、期日出席のための交通費、弁護士を依頼した場合の弁護士費用は本人負担です)
- ・簡易・迅速な解決が期待できる
- ・現時点での和解手続の開催場所は、東京・福島のみ(申立は郵送でどこからでも可能)

### 東京電力への直接請求

- ・請求書式は中間指針をもとにした東京電力の損害賠償基準に則っている
- ・当事者の合意による合意書取り交わし後に、賠償金が支払われる手続
- ・第1回の本補償(平成23年8月末までの損害分として被災者が請求し、東京電力と合意ができたもの)の支払は10月開始予定

東京電力が、原発事故被害者の方々に発送した損害賠償請求書類の書式については、①請求漏れがあると後から請求できなくなるおそれがあること、②一度合意してしまうと、その期間の当該項目の損害についてそれ以上の請求ができなくなること、などが批判されていました。これについて、東京電力は改善策も発表していますが、請求される方々は十分な注意が必要です。また、東京電力の書式では、住めなくなった土地・住宅等の「財産価値の減少分の補償」という「中間指針」において賠償の対象とすることとされている重大な損害について請求できる書式になっていません！

#### 賠償金請求手続の概要



賠償請求には、様々な難しい問題がありますので、弁護士に相談されることをお勧めします。わからないことや不安に思うことがあれば、弁護士会にお電話下さい。

# 福島原発事故損害賠償愛知弁護団が 愛知県弁護士会会員有志により結成されました。

弁護団設立の目的： 福島原発事故により、主に愛知県内に避難している被災者が被った損害について、東京電力に対して適正な損害賠償を請求・実現すること。

対 象： 福島原発事故により、主に愛知県内に避難している被災者の方

活 動 内 容： 電話相談、面接相談、東京電力への申請代理、  
原子力事故による被害にかかる緊急措置に係る法律(仮払い法)に基づく政府への仮払い申請代理  
原子力損害賠償紛争センター(政府ADR)への申立  
訴訟提起

連 絡 先： 052-968-7535 (ブナの森法律事務所)

## 相続手続きについてそろそろご検討を・・・

本来、相続放棄手続は、相続が発生したことを知ってから3ヶ月以内に行わなければなりません、特例法により、東日本大震災の一定の被災者の方々(※)につきましては、相続放棄の手続きは、11月30日まで行えることになりました。そろそろお手続について検討される必要がありますので、ご不明な点などありましたら、弁護士会にご相談下さい(0120-431-990)。(なお、相続につきましては、愛知県弁護士会ニュース7月号で特集していますので、ご参照下さい)

※ 次の要件をいずれも満たす方

- ①平成23年3月11日において、一定の市区町村の区域(下記の対象区域)に住所を有していた方
- ②平成22年12月11日以降に、自己のために相続の開始があったことを知った方

対象区域

岩手県・宮城県・福島県  
青森県  
茨城県

全市町村

八戸市・上北郡おいらせ町

水戸市・日上市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町

栃木県

宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、

千葉県

千葉市美浜区、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、

新潟県

十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

長野県

上水内郡栄村



## 秋のおすすめハイキングコース

### 馬籠～妻籠

今回ご紹介するのは、馬籠・妻籠ハイキングコースです。馬籠・妻籠はいずれも中山道の宿場町で、江戸時代の古い街並みが保存されています。

馬籠から妻籠まで全長9キロメートル(約3時間)、山の自然を十二分に味わって歩くのも良いですが、馬籠から峠までバスに乗り、妻籠まで下り坂のみの省エネコース(約1.5時間)もあります。

これからの季節は、紅葉も綺麗です。

馬籠・妻籠では、蕎麦・栗きんとん・五平餅など木曾の名物が待っていますよ!

詩人島崎藤村の生誕地である馬籠には藤村記念館もありますので、こちらにもぜひお寄り下さい。

詳しくは、馬籠観光協会HP [kiso-magome.com](http://kiso-magome.com)

妻籠観光協会HP [www.lumago.jp](http://www.lumago.jp)

アクセス

JR中央線中津川駅(名古屋から快速で1時間13分)～馬籠 約30分(バス)



## ご存知ですか？

### 一部地域で、失業手当の支給が延長されます！

厚生労働省は、震災被害が大きく特に雇用情勢が厳しい被災3県(岩手・宮城・福島)の沿岸地域や原発の警戒区域・計画的避難区域の市区町村に住む求職者に対して、雇用保険の給付日数を90日分延長する旨を発表しました。期間は平成23年10月1日から平成24年9月30日までです。これまでに行われた、東日本大震災による離職者に対する最大120日分延長して支給する特例措置(これによると、10月中旬以降順次支給期間が終了してしまいます)について、さらに延長を行うものです。

## 愛知県弁護士会11月の出張相談会予定

生協生活文化会館(名古屋市千種区本山)

11月

2日(水)、9日(水)、16日(水)、30日(水)

いずれも10時～12時 要予約

予約先: 052-781-6176

予約時間: 月曜～土曜 午前10時～午後4時

豊橋市民生活活動センター(豊橋市松葉町二丁目63)

11月

6日(日)、13日(日)、20日(日)、27日(日)

いずれも10時～12時 要予約

予約先: 0532-56-5160

予約時間: 火曜～日曜 午前9時～午後9時